一般質問

平成25年12月定例会

No.	質 問 者		質 問 事 項
1	7番 原 憲	[1]	急傾斜地崩壊防止対策と防災無線の活用について
2	2番 曽我 功		(1)郷土資料館の活用について(2)自治会活動の支援強化について
3	5番 戸村 裕	司	(1)地球温暖化対策、着実に推進を (2)国保レセプトのより効果的な活用を
4	8番 岸 光	男	外国人住民との共生は
5	15番 小沢 長	·男	(1)本格的なイノシシ対策を (2)町民の基本的人権を守り、参戦する国づく りを阻止するために秘密保護法に反対を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/

議会事務局

TEL 81 - 3905

【問】 1 急傾斜地崩壊防止対策と防災無線の活用について

7番 原 憲三

近年、日本でも海外においても異常気象に悩まされています。最近では台風30号の直撃で壊滅的な被害を受けた、フィリピン・レイテ島の街にはがれき等が放置され、行方不明者等が約5,000人ともいわれ、復興への道のりは遠く、日本では10月16日未明に、伊豆大島町が台風26号による豪雨により土石流災害に襲われ、39名もの行方不明者等と甚大な被害となっております。また、竜巻が多く発生し被害がでるなど、このようなことが日本列島のどこにいつ発生してもおかしくありません。

そこで、本町における急傾斜地崩壊防止対策と、災害時における防災無線の活用について伺います。

- 1、急傾斜地崩壊危険区域の事業進捗状況と、5戸未満で事業指定されない地区について、町の今後の対策は。
- 2、急傾斜地の危険箇所について住民への周知、対応はどのようになっているのか。
- 3、防災無線の災害時における活用方法について、豪雨時は屋外無線が聞き取れないこともあることから、戸 別受信機の今後の整備と活用について。

【町長答】

中井町は、ご承知のとおり起伏に富んだ大磯丘陵の一角を成し、地区によっては谷戸沿いに住居地が形成されており、その周辺には急傾斜地に該当する地形があります。

国では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命・財産を守り、国土の保全等に資することを目的に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、いわゆる「急傾斜地法」が昭和44年7月から施行されております。 事業主体となる神奈川県では、県独自として国の採択要件を緩和した基準も定め、市町村からの事業申請において採択された区域を、技術基準に照らし合わせ対策工事が行われております。

こうした対策工事には、事業費の2割を町の予算にて負担しております。町では、平成4年から6地区で急傾斜地崩壊防止対策工事に取り組んできたところで、既に4地区においては事業が完了し、現在は比奈窪地区と北田地区で対策工事を進めております。

1問目のご質問にあります5戸未満への今後の対策ですが、引き続き国・県に対し採択要件の緩和要望を行い、取り組んでまいりますのでご理解を戴きたいと存じます。

2点目の急傾斜地の危険個所についての住民への周知、対応についてですが、現在、土砂災害防止法に基づいて、県が土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きを行っています。昨年12月に現地調査の結果及び警戒区域の指定に向けた地元説明会が開催されましたが、本年内での警戒区域等の指定を目標に事務手続きが行われているところです。町では、県が警戒区域等を指定した後、直ちに警戒区域等を町民の方に周知し、避難路の選定等に活用していただくため、今年度中に土砂災害ハザードマップを作成し、町内全戸に配布させていただく予定です。

次に3点目の防災行政無線戸別受信機の今後の整備と活用についてですが、町では、防災情報を確実に伝達するため、平成13年から戸別受信機を希望する全世帯に配布しています。戸別受信機は、屋外放送とともに防災情報を住民に伝達する有効な手段であることから、今後も継続して活用していく必要があると認識しておりますが、貸与開始から10年以上が経過したこともあり、不具合の発生も多く、維持費用も年々増加している状況です。

このことから、今後は、汎用の戸別受信機へ切換えての整備、活用を検討しております。また、同時に、現在 行っている携帯電話のメール機能を利用した情報伝達だけでなく、情報発信手段を多様化する取り組みを行って いきたいと考えています。

【問】 2(1)郷土資料館の活用について

2番 曽我 功

私は昨年の12月にも「歴史・文化を活かしたまちづくりの推進について」を質問させていただきました。町民の皆さんにそれらを認識していただき、町に愛着心を持っていただき、また活用し、交流人口の増加を図ることが重要だと思っています。

郷土資料館は、昭和58年4月にオープンして早30年が経過しました。開館当初は職員も常駐し、来場者も多数でしたが、近年は職員の配置もなく、年間来場者も100人を超える程度となり、日々の来場者はほとんどないに等しい状況です。資料館に展示しきれない貴重な収蔵品も、保管場所が悪く痛みが激しくなっている状況と聞いています。そこで伺います。

- 1、収蔵品の保管場所と保管状態は。
- 2、資料館の活用方法について、文化財保護委員の協力を得、文化祭の特別展や企画展の開催に取り組むとしていますが、具体的な取り組みと今後の活用方法は。

【町長答】

町郷土資料館は、町の歴史を物語る貴重な民俗資料を一堂に集め、町の歴史の跡を保存、展示公開するための施設として、昭和58年4月に開館し、古民具や農耕具などの収蔵品を中心に展示しております。

1点目の「収蔵品の保管場所と保管状態は。」のご質問ですが、郷土資料館の収蔵品は開館当時から多くの方の ご協力により、古民具や農耕具などを中心に 850 点以上が提供されております。

しかし、郷土資料館の展示可能なスペースには、限りがありますので、常時展示できない収蔵品があることは ご理解いただきたいと思います。また、「展示しきれない収蔵品は、郷土資料館内の倉庫及び才戸倉庫に保管して あります。また、保管場所の制限があるため一部の収蔵品については、所有者のご理解のもと自宅保存させてい ただいております。

保管状態については、空調などの設備がなく、最適な保管環境とはいえませんが、建物内に保管しております ので、現時点では、新たな保管場所を検討する考えはございません。

今後、文化財保護委員に協力をいただき収蔵品の再確認、保管場所の整理などを順次進めるとともに、収蔵品

の展示、保管について総合的に検討してまいりたいと考えています。

2点目の「資料館の活用方法について具体的な取り組みと今後の活用方法は。」のご質問ですが、ここ数年の郷 土資料館の来場者の減少は、町でも懸念しているところです。

地域の歴史・文化資源を後世に伝えるとともに、町民の郷土に対する関心を高め、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進は、とても重要な事だと認識しています。

町の歴史、文化遺産の魅力を多くの町民の皆さまに伝えていきたいと思い、このたび、文化財保護委員の力を お借りして、この 10 月から町広報誌で町の文化財を紹介する取組みを始めました。

特別展や企画展につきましては、現在、文化財保護委員の協力により進めております中井町の旧道・大山道の調査について、一定の成果がまとまった折に、町として事業展開ができればと思っております。

また、農村環境改善センターのロビーの一部を活用し、小さいながらも文化財関係の展示スペースを設置しました。また、郷土資料館の展示品の様子をホームページに追加いたしました。まだまだ、課題はございますが、 更なる郷土資料館の充実をはかり、今後も引き続き文化を育むまちづくり及び文化の継承と保存活用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 2(2)自治会活動の支援強化について

2番 曽我 功

町は、第5次中井町総合計画後期基本計画の、町民協働のまちづくりの中で、地域コミュニティの活性化をあげています。その一つとして、自治会活動への支援を図るとしています。

また、行政や町民の役割分担を明確にし、より有効的に住民参加を進めるため、自治基本条例の制定が予定されています。このような中で自治会の役割が増し、その活性化は必須です。

しかしながら、住民の高齢化や価値観の多様化などにより、今後、自治会活動が難しくなってくると思われる 地域があります。そこで伺います。

- 1、自治会費の平均金額と最低額と最高額は。
- 2、自治会ごとの自治会加入率と、加入促進策は。
- 3、自治会への人的・物的な支援強化は。

【町長答】

現在、中井町には大小27の自治会があり、それぞれ地域の防災・防犯や生活環境の向上、住民相互の親睦を図ることなどを目的として、様々な事業活動を実施し、日々、暮らしやすい地域社会づくり取り組んでいられます。こうした自治会活動は、現在の本町においては地域のコミュニティー活動の根幹を成しているものであって、中井町の地域社会を支える重要な活動であると認識しており、町としては、今後とも地域の自治会活動を積極的に支援していくとともに、自治会と相互協力のもと、安心安全で暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、1点目「自治会費の平均金額と最低額と最高額は」についてですが、各自治会の自治会費は各自治会の事情に応じて自主的に決めているものであり、町が把握しているところでは、低いところは年間2千円、高いところは年間1万を超える自治会もあり、平均では、おおむね5、6千円になるのではないかと思います。

2点目「自治会ごとの自治会加入率と、加入促進策は」についてですが、各自治会加入者数は分かるものの、地域内に居住する正確な住民人数、世帯数を把握できないことから、自治会ごとの加入率は把握できておりません。

なお、加入促進策としては、各自治会とも、転入者への加入案内の配布や戸別訪問、またアパートの所有者・ 管理人等への加入促進依頼等を行っているほか、住民同士の親睦を深める事業や、より魅力のある事業の実施な ど、それぞれ工夫を凝らし加入促進に努めているようです。

また、町としても、加入促進広報や転入手続き時に加入案内等の配布を行うなど、自治会への加入促進を図っているところです。

3点目「自治会への人的・物的な支援強化は」についてですが、町では、自治会活動の重要性を認識し、従前より自治会活動への支援を積極的に推進しており、自治会運営に係る各種助成金の支出を始め、防災訓練の合同開催、生涯学習事業への職員派遣等を行ってきており、昨年度からは自治会支援の総合窓口として地域支援課を設置するとともに、町民の皆様が安心して自治会活動を行えるよう住民活動保険制度を導入しました。また本年度は「まちづくり活動支援補助金制度」を制定し、自治会の多様な活動を支援しているところであり、今後とも地域の自主性を 尊重し、各自治会の自主・自立的な活動を積極的に支援していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いします。

【問】 3 (1)地球温暖化対策、着実に推進を

5番 戸村 裕司

町は一事業所として地球温暖化対策実行計画を策定した。今後は町民・事業者・行政が取り組む計画の策定が 待たれる。

近年、温室効果ガス削減割合や地球温暖化の議論そのものが極めて錯綜しているが、9月のICPP(気候変動に関する政府間パネル)第5次報告書でも「人間活動が温暖化の主要原因であった可能性が極めて高い」と指摘され、現に大気中の二酸化炭素濃度は増加している。町民レベルからの温暖化対策の取り組みは着実に推進されなければならない。

しかしながら、最近、ゴミ減量化などの施策への参加に高まりがなく、協働の要素が不可欠となる環境基本計画の課題は大きい。

市町村はさらに多様な取り組みを続ける必要があり、それは持続可能な地域づくりに収れんしていくと思われ、 本町も温暖化対策、地域エネルギーなど具体的なアクションが必要だ。

以上の観点から質問します。

- 1、町実行計画の点検評価方法は。
- 2、地球温暖化対策推進計画策定の手法、とくに温室効果ガス推計の方法と財源は。
- 3、大型生ごみ処理機導入と町民参加の展開は。
- 4、農業資材の焼却を防ぐため、農業資材に県の有機農業補助を活用促進の考えは。

【町長答】

地球温暖化対策につきましては、政府は、本年 11 月 15 日に地球温暖化対策推進本部を開催し、温室効果ガスの排出量を 2020 年度までに 2005 年度比 3.8%削減するとした新目標を決定しました。

中井町では、環境基本計画に地球温暖化対策推進計画策定事業を位置付け、30年度までに策定を目指しておりますので、議員の言われるとおり、町民レベルからの取り組みが重要であると認識しております。

1点目の「町実行計画の点検評価方法について」ですが、平成24年に策定した中井町地球温暖化対策実行計画の削減目標は、平成20年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を15%削減することを目指すものです。この計画に定める取組みは、再生可能エネルギーの導入や施設の改修等の削減効果は大きいものの、多額の費用を必要とするものもありますが、その取組みの多くは、再生資源利用消耗品類の購入、電気使用量や燃料使用量の削減、また、用紙使用量の削減やごみの減量化等、全職員が通常の業務を行う上で、二酸化炭素の排出量を減らす意識を持ち、実践していくことを求める内容となっています。

現在、電気使用量は、節電の徹底を図る上から、数字を示した削減目標と具体的な取組み事項を示し、施設毎にその達成状況を公表することにより、点検・評価を行っていますが、今後は、燃料や用紙類の使用量等についても、同様の取組みを行っていきたいと考えています。

2点目の「地球温暖化対策推進計画策定の手法、とくに温室効果ガス推計の方法と財源は」についてお答えします。

地球温暖化対策推進計画につきましては、先ほど述べましたように、2020年に2005年比で3.8%の温室効果ガス削減が国の目標として決定されたところであります。この目標による今後の国・県の施策等を踏まえたうえで、町の現状に即した計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

また、温室効果ガスの推計方法につきましては、法律や県条例において二酸化炭素を始め6種類のガスが対象として挙げられておりますが、計画の策定にあたっては、町民の生活や事業活動を把握した中で、町としての排出削減の対象を精査してまいりたいと思います。

なお、策定にかかる費用の補助制度につきましては、現在のところございませんので、町単独費で賄うことに なります。

3点目の「大型生ごみ処理機導入と町民参加の展開は」についてお答えします。

足柄東部清掃組合にて3町合同で行った可燃ゴミの組成分析の結果から、生ごみが可燃ごみの約4割を占ており、これを減量することがごみ減量への近道であると考えます。

このため、町では家庭向けに手動生ゴミ処理機やコンポスターの購入費補助を行っていますが、処理能力が少量であり、また、分別の手間が掛かることから購入者も伸びず、十分な減量に繋がっていないのが現状です。 そこで、公共施設に大型生ごみ処理機を設置し、地域の方に生ごみを投入していただくことで、地域ぐるみでごみの減量化を図っていくための、町民参加の仕組みづくりに向けた検討を行ってまいります。

最後に「農業資材の焼却を防ぐため、農業資材に県の有機農業補助を活用促進の考えは。」につきましては、農業資材の燃焼行為は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第49条において屋外での燃焼行為は原則禁止されております。

農林業者については、市街化区域にあっては1平方メートル未満、市街化区域以外では2平方メートル未満の農作業に伴う燃焼行為は認められているものの、合成樹脂、ゴム、油脂類の燃焼は禁止されています。 農林業者の作業に伴う廃棄物については、自己処理が原則となっておりますので、かながわ西湘農協において、年2回実施している農業用廃ビニール・廃プラスチック及び不用農薬の回収を利用していただくなど、燃焼行為の禁止についての広報・啓発を行ってまいります。

また、農業資材への県の有機農業補助を活用とありますが、現在の有機農業補助要綱は、地球温暖化や生物多様性の保全に効果がある緑肥や、有機農業に取り組む場合に補助を受けられる制度ですので、事業内容によっての判断となりますが、県の有機農業の対象となる事業には該当しないと考えます。

環境基本計画の基本目標にありますように、地球温暖化の防止については町民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、今後も町全体で地球温暖化の防止を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 3(2)国保レセプトのより効果的な活用を

5番 戸村 裕司

高騰する医療費という社会的問題に対し、本町でも国保レセプトを活用し、ジェネリック医薬品の利用勧奨などの取り組みが行われている。国保が都道府県に移管される流れにあっても、市町村の医療費適正化に向けての役目は依然重いと考える。

また、稼働が来年にずれ込んだ国保データベース(KDB)の活用によって、地域の重点課題が把握され、特定保健指導等と効果的に結び付けられれば、住民参加型の美・緑なかい健康プランとともに、町民健康施策の両輪となる可能性もある。

以上の観点から質問します。

- 1、国保レセプト活用による、ジェネリック医薬品の利用勧奨や受診者指導などは、医療費適正化に効果を上げているか。
 - 2、特定健診にオプションで胃がんリスク検査などを取り入れ、受診者増を図る考えは。
 - 3、より専門的な取り組みが必要になる特定健診担当課に、保健師を配置する考えは。
 - 4、KDBをどのように導入するか。特に町民の疾病構造から、生活習慣病等の重症化予防に活用する考えは。
- 5、県の「未病を治す」県西活性化策に町内医療機器メーカー等と体温などのバイタルサインと健康をテーマに取り組む考えは。

【町長答】

急速な高齢化や、めざましい医療技術、新薬開発等の進歩により、医療費は年々増加しており、国保の運営は厳しく、医療費適正化の推進は重要な課題であると認識しております。

それでは、1点目の「レセプト活用による医療費適正化の効果について」のご質問にお答えいたします。

国保のレセプト情報から恒常的に先発医薬品を活用している患者に的を絞りジェネリック医薬品差額通知を送付しており、その効果額はわずかですが、変更することで、町民の負担軽減並びに国保財政の適正化に繋がるため、今後も普及啓発に努めてまいります。また、来年度予定されている国保データベースシステム(KDB)において、個人情報の収集並びに目的外利用及び提供が必要となることから個人情報保護審査会にはかるべく、稼働に向け準備を行っております。

2点目の「特定健診にオプションで胃がんリスク検査などを取り入れ、受診者増を図る考えは」については、胃がんリスク検査は、胃がんそのものを発見する検査ではなく、胃がんなどが発生しやすい状態であるかを検査するものです。胃がんの予防や早期発見という意味では有効であると考えますが、この検査については、費用対効果等の検証が十分でないなどの問題点もあることから、引き続き必要性など検討してまいりたいと考えております。

なお、美・緑なかい健康プランにおいても特定健診の受診率向上を目的とした事業の実施を予定しており、関連の健康施策として推進を図ってまいります。

3点目の「特定健診担当課に保健師を配置する考えは」についてですが、本町では特定健診に係る業務を町民課で、その後の特定保健指導を保健師のいる健康課で担当しております。特定健診については、議員ご指摘のとおり、専門的な知識も必要とされることから、必要に応じて保健師が連携・協力し進めております。なお、保健師業務については、美・緑なかい健康プランの推進をはじめ年々増大しており、限られた人材を有効に活用するため、今後もより連携を強化することで特定健診の充実に努めていきたいと考えております。

4点目の「KDBをどのように導入するか。特に町民の疾病構造から、生活習慣病等の重症化予防に活用する考えは」についてですが、(KDB)国保データベースシステムは、国保連合会が保有する「健診・保健指導」「医療」「介護」等の各種データを利活用し、必要な方に必要な予防サービスを提供することにより、生活習慣病の予防対策の充実を図り、ついては国保や介護保険の安定的運営につなげることができるものとして、来年度より全市町村に導入する予定となっております。

具体な活用方法については、今後、予定されているシステム活用等の研修会も踏まえ検討してまいりますが、 本町としては、特定健診の結果や疾病別医療費等の全国、県平均との比較も含めた分析データを活用して、生活 習慣病の状況や地域の健康課題を把握し、それに応じた疾病予防対策に取り組んでいくとともに、個人に対して は、的確で効果的な保健指導を実施してまいりたいと考えております。

5点目の「医療機器メーカー等と連携した県西活性化策への取り組みの考え」については、今年度、神奈川県では「未病を治す」をキーワードに、県西地域の活性化に向けた新たなプロジェクトの開発を進めています。この取り組みは、自然や温泉、農林水産業などの地域資源の活用とともに、最先端医療・最新技術の開発をする健康関連産業の誘致・集積などを視点に実践するもので、今後はハード・ソフト両面の政策が形成され、横浜・川崎及び県央地区と比類ない地域活性化施策が展開されることを期待しております。

この中では既存医療機器メーカー等との連携・協力による新たな企業活動の展開なども想定するところでありますので、ご提案内容は今後の取り組みの参考とさせていただきたいと思います。

【問】 4 外国人住民との共生は

8番 岸 光男

経済活動のグローバル化や国際交流の進展により、在留外国人が増加している。24年度末、中長期在留者と特別永住者を合わせた在留外国人数は法務省速報値によると203万余人となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口が減少していく中、外国人労働者の増加は不可避と予測されている。 しかし、日本語によるコミュニケーションの難しさや、文化や習慣の違いからさまざまな問題が生じている。 過去、当町においても、中村下地区に多くの外国人が居住していましたが、地域との交流はなく孤立した社会を形成していました。文化や習慣の違いが一因で地域に溶け込めずにいたと思われる。

また、11 月現在 224 名の外国人が町に居住していますが、多くの方は自治会に加入されず、独自に生活されていると伺っています。これからは、外国人住民と共生していく開かれた自治体でなければならないと考え質問します。

- 1、地域や町の行事への参加について。
- 2、広報や庁舎案内の多言語化はどう考えていますか。
- 3、多文化共生推進プラン策定の考えはありますか。

【町長答】

経済活動のグローバル化や国際的文化活動の進展の中、国民一人ひとりが、国際感覚を豊かに、活躍して行く時代となっています。また一方では、国籍や民族などの 異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生社会に向けた取り組みも、必要となります。中井町では長年にわたり、製造工場等で働く、外国人就労者は多いことから、役場窓口の利便性の確保や、外国籍児童・生徒の教育面における支援対策にも努めております。

このような状況下、外国人にとっても、住みやすいまちづくりに向け、ご質問をいただきましたので、お答えいたします。

1点目の「地域や町の行事への参加」状況ですが、関係課等からの情報を含めますと、外国籍で本町に定住する方では、日本語でのコミュニケーションができることから、地域との関わりをもつ方も居られますが、就労を目的として滞在する外国人では、行事等への参加は、皆無に近い状況と、認識するところであります。

2点目の「広報や庁舎案内の多言語化はどう考えているか」のご質問ですが、町からの刊行物では、現在ごみの収集カレンダーの英語版を 10 年ほど前から役場窓口に配架し、必要に応じ、派遣会社に依頼してその周知に努めております。しかしながら、定期発行する広報等では外国語標記のものの発行は、課題も多いと認識しています。また庁舎案内については、必要性を勘案したなかで、行政組織の変更時等に検討してまいりたいと考えています。

3点目の「多文化共生推進プランの策定の考え」については、現在、第五次中井町総合計画後期基本計画に掲げる「地域の国際化と多文化共生」の施策方針に基づく 事務事業は、実施計画を立て、取り組みを行っています。プラン策定の先進事例もありますが、予算額の多寡に限らず、多文化共生社会の形成に向けた、事業検討は可能ですので、引き続き、総合計画に基づく取り組みをして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 5 (1) 本格的なイノシシ対策を

15番 小沢 長男

鳥獣による農作物被害が深刻になっています。古怒田地域ではイノシシによる被害が甚大です。

地域の3名の有志が「くくりわな」免許を取得し、他2・3名の協力を得て、40箇所にわなを設置し、10月から翌年3月までの180日間、毎日見回り、捕獲に取り組んで農作物被害の減少に努めてきました。

町は、電気柵設置への補助、狩猟免許取得への補助、捕獲わな購入補助、捕獲報奨金などの対策を講じています。この有志メンバーに、180日間の手当て補助として6万円を支給していますが、古怒田の生産組合から、助成の大幅な増額を要望されていることを9月議会で私が取り上げましたが、今回、古怒田自治会から、くくりわなによるイノシシ捕獲の見回りに係るガソリンなど諸経費、手間賃として1時間1000円の助成を行うことと、くくりわなによるイノシシの捕獲の取り組みを、町内外に広げることを求める住民の署名陳情が町に出されたと聞きます。

半年間に渡り毎日2時間から2時間半かけて見回りを続け、わなにかかったイノシシの眉間をめがけて鉄パイプを振り下ろして止め刺しする命がけの仕事です。農作業もあり、ボランティアでは済まされません、対応を。 町はなぜ、電気柵設置やわな設置の見回り経費の補助を県に求めないのかを伺います。

【町長答】

町内では近年、古怒田、下井ノ口を中心に、イノシシの生息分布域の拡大と生息数の増加に伴い、年間を通じて農作物の食害や掘り起し、踏み荒らし等の被害が増加傾向にあると認識しております。

古怒田地域においては、現在5名の方がわな猟免許を取得され、農家自らが農産物への被害軽減のため、イノシシの捕獲にあたっていただいております。町は、平成23年度より捕獲委託料を見回り等の経費として支給し、平成24年度においては、くくりわなの補助及び捕獲報償金の交付を行っています。見回り等の経費については、25年度は倍額の予算措置をしており、また、くくりわなの補助も行う予定であります。

なお、くくりわなでの捕獲には大きな危険が伴いますので、捕獲許可にあたっては、平成25年3月より、銃による止め刺しの許可をしたところです。

古怒田自治会より提出された陳情については、くくりわなによるイノシシ捕獲の取り組みを町内外に広げることと、捕獲用くくりわなの見廻りにかかる経費や手間賃の増額を行って欲しいというものです。町としてイノシシ対策には広域的な取り組みが不可欠であることから、古怒田地域における取り組みを参考に、各地域へ取り組みを紹介するとともに、町広報紙やホームページへの掲載や、神奈川県も含め近隣市町と連携した捕獲の取り組みをしていきたいと考えております。

また、防止柵については、町の購入補助を継続していくとともに、県補助及び国庫補助の活用と、わなの設置の見回り経費についても、県の補助を受けるべく要望し、26年度予算に反映させていきたいと考えております。今後は、中井町鳥獣被害防止計画に基づき、広域的な連携と鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲体制の充実を図り、地域一丸となって有害鳥獣駆除に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

【問】 5 (2) 町民の基本的人権を守り、参戦する国づくりを阻止するために秘密保護法に反対を

15番 小沢 長男

自公の安倍内閣が提出した特定秘密保護法案は、アメリカが海外で始める戦争に日本を本格的に参加させるためには、戦争司令部となる国家安全保障会議(日本版NSC)を設置し、NSCを通じて、アメリカと軍事などの情報を共有するための秘密保護です。改憲解釈で集団的自衛権を行使し、日本が参戦するための国民弾圧法です。戦前、天皇制政府が軍機保護法や治安維持法などで弾圧し、国民の目・耳・口をふさぎ、暗黒政治と侵略戦争へと進んだ誤りを繰り返してはなりません。

秘密保護法案の恐ろしさは、何が秘密かが秘密。接した情報が特定秘密かどうか分らないまま処罰されることになる。逮捕されても、特定秘密は開示されず、何で裁かれているか分らない。

弁護士も弁護しようがない暗黒裁判になる。秘密を漏らしたり、漏らすように求めたり、秘密を探る人も処罰される。米軍基地・原発情報やTPP交渉など、命や暮らしにかかわる情報も全て隠されることになる。

国会で秘密会にされた案件を党へ持ち込めば漏洩により国会議員も懲役刑になる。情報漏洩は懲役10年以下で、状況により罰金1000万円も課される。重罰で国民は萎縮し、マスコミも事実上取材ができなくなる。

町民の基本的人権を守るために法案に反対すべきですが、どう対応されますか。

【町長答】

「町民の基本的人権を守り、参戦する国づくりを阻止するために秘密保護法に反対を」のご質問にお答えいた します。

なお、このご質問につきましては、6月定例議会での小沢議員からのご質問と同様、町政運営に関するご質問ではありませんので、町長としての立場でなく、私、個人の法案に対する考えをお答えさせていただきます。

私は、我が国の安全保障に関する特に重要な情報を保護し、秘密の漏えいを防止することは、国民の安全を確保する上で必要であると考えています。しかし、民主主義の基礎である国民の知る権利や基本的人権と相反する問題であるので、そのバランスをどうとっていくかが、非常に重要だと考えています。

私は、今国会での法案の成立にこだわらずに、国会において丁寧に十分に議論を尽くし、合意形成を図ることが必要であり、その議論が、国民が抱いてる不安や懸念を解消するものだと考えています。